

# 条

にほんこくけんぽう  
**日本国憲法**

〔第二十五条〕

すべて国民は、  
健康で文化的な  
最低限度の生活を  
営む権利を有する。

じょうぶん  
**条文**

じょうやく  
**条約**

ごじょう  
**五か条**

# 状



じょうたい  
**状態**

けいじょう  
**形状**

ねんがじょう  
**年賀状**